

令和8年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年8月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所本館 306・307会議室

開 会 令和8年8月25日(火) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 三宅 祥夫

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

主 事 光田 真聖

議 事 日 程

1 提出案件

提出案件

(1) 議決案件

議案第11号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件

議案第12号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 …… 6件

(一括契約)

議案第13号 清須市農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想の変更に係る意見聴取について

(2) 報告案件

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 3件

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 13件

2 その他

生産緑地のあっせんについて

「農地法第5条の規定による許可された旨の証明願」提出の報告

会

長 皆さん、こんにちは。

まだ日中は厳しい暑さが続いております。外での作業の際は、熱中症に十分注意してください。

では、只今から、令和8年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は6番 三宅 正恭（みやけ まさやす）委員 7番 石塚 晴郎（いしづかはるお）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

（１） 議決案件について		
【議案第11号】		
・ 農地法第5条の規定に係る許可申請		1 件
【議案第12号】		
・ 農用地利用集積等促進計画策定の要請		6 件
【議案第13号】		
・ 清須市農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想の変更に係る意見聴取について		
（２） 報告案件について		
【報告第11号】		
・ 農地法第4条第1項第7号の規定による届出		3 件
【報告第12号】		
・ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		13 件

を議題といたします。

それでは、【議案第11号】農地法第5条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

申請番号 R8-9 についてです。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は現在、一宮市にて主に土木工事の建設業を営んでいます。清須市からも多くの工事を受注しており、R3～R7の直近5年間に於いて、計24件の受注実績があります。今後も清須市の公共工事を受注する可能性があります。ひとつの案件において工期が数ヶ月に渡るため作業

の効率化を図るためにも清須市内に拠点を確保する必要がありました。

市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、土地面積、立地の条件を共にみたしていた申請地にて申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－a－（b）インターチェンジから概ね 300m 以内にある農地に該当し、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。

申請地は位置図の通りです。南側は駐車場、東側及び南東側は水田です。

土地利用計画図をご覧ください。配置は図の通りです。雨水は砂利敷きのため自然浸透させ、周囲はブロック積み及び目隠しフェンスを設置し土砂の流出及び飛散を防ぎます。周りの側溝については、北側の乗り入れ口部分のみ側溝を入れ替え、水の流れは損なわないようにし、東側・南東側の農地の土地所有者には了承をいただいているとのことでした。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

木 村 委 員 この案件の地元は木村委員になりますが、
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第 12 号】農用地利用集積等促進計画策定の要請について 6 件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 2 ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号 R8-9 についてです。こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は星野委員になりますが、

星 野 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とする
ことといたします。
続いて事務局に求めます。

事 務 局 申請番号 R8-10 についてです。こちらは、清須市が地権者と耕作者の使用
貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告すること
により権利が発生します。
利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権
利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。
担当は星野委員ですが、当事者のため事務局にて問題なしと判断させて
いただきました。
以上で説明を終わります。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とする
ことといたします。
続いて事務局に求めます。

事 務 局 議案書 3 ページ及び 4 ページをご覧ください。
申請番号 R8-11、R8-12、R8-13、R8-14 についてです。
こちらは清須市が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を
行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。
利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権
利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は後藤委員になりますが、

後 藤 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第13号】清須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について、を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 机上配布いたしました、A3 資料 左上に議案第 13 号 参考資料とかけられたものをご覧ください。

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてご説明します。

愛知県は農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積等の10年先の目標を定め、5年ごとに見直しを行っています。

清須市は、愛知県が策定した基本方針に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本的な構想」という。）を定めています。今回、愛知県が令和7年度に基本方針を変更したことで、清須市が作成している基本的な構想についても変更が必要となりました。

基本的な構想は、法律に定められた次の事項について記載をしています。

①農業経営基盤の強化の促進に関する目標

②農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

③農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

④農業を担う者の確保及び育成に関する事項

⑤効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

⑥農業経営基盤強化促進事業に関する事項

（地域計画の策定等に関すること、農業協同組合が行う農作業委託に関

すること)

2 主な変更内容についてご説明します。

令和7年度に愛知県が基本方針の見直し及び5年ごとに策定している「食と緑の基本計画」が新たに策定されました。それに伴い今回、清須市の基本的な構想を変更いたします。変更内容は次のとおりです。

①法律等の改正（従前の「人・農地プラン」から「地域計画の策定（ブラッシュアップ）」へ変更など）の制度変更の反映

②国が2025年に定めた「食料・農業・農村基本計画」において地域農業の担い手への農地の集積率の目標を従来の「8割」から「7割」にしたことによる変更

今回の変更は、法律改正等によるものであり、清須市の方針に左右されるようなものではなく、国や県の方針に沿ったものに変更するということです。

続いて、3 農業委員会への意見照会について（手続きの流れ）ご説明します。

農業経営基盤強化促進法第6条第5項に基づき、清須市は基本的な構想を変更しようとする場合は、清須市農業委員会及び西春日井農業協同組合の意見を反映したうえで、愛知県知事と協議し、都道府県知事の同意を得たうえで、広く周知（公告）しなければならないとされています。

そのことから、清須市が清須市農業委員会に基本的な構想の変更について意見を求めるものです。

なお、皆様にお示ししている案は、愛知県と協議を重ねたものであり、県として問題ない旨、回答を得ているものです。

4 その他

① 基本的な構想の活用例についてです。

この基本的な構想は、清須市が認定農業者の認定をする際の基準として活用しております。この基本的な構想に到達していると判断できる者を認定農業者として市が認定しています。

ご説明は以上となります。修正した箇所について、詳細が必要な委員へは別途資料をご用意しますので、申し出ていただきますようお願いいたします。

本件については、来月の農業委員会総会にてご意見いただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

法律等の変更に伴う内容が中心とのことですが、次回の農業委員会まで

に内容をご確認いただき、意見のある方は次回の農業委員会総会にてご発言をお願いいたします。

続きまして、【報告第 11 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件及び【報告第 12 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 13 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いいたします。

事務局 それでは、議案書 5 ページをご覧ください。

報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件を説明します。

申請番号 R8-8 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。始末書が添付されております。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-9 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-10 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 6 ページをご覧ください。

報告第 12 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 13 件を説明します。

申請番号 R8-40 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、始末書が添付されております。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-41 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅建築で、宮田用水・福田悪水に該当しております。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-42 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りで

す。転用事由は分譲住宅建築で、宮田用水・福田悪水に該当しております。担当は石塚委員です。

石 塚 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 7 ページをご覧ください。

申請番号 R8-43 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅建築で、宮田用水・福田悪水に該当しております。担当は石塚委員です。

石 塚 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-44 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅建築で、宮田用水・福田悪水に該当しております。担当は石塚委員です。

石 塚 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-45 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当是三宅委員です。

三 宅 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 8 ページをご覧ください。

申請番号 R8-46 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は石塚委員です。

石 塚 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-47 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は資材置き場です。担当は伊藤委員です。

伊 藤 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-48 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、始末書が添付されております。担当は丹羽委員です。

丹 羽 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-49 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。宮田用水が該当しております。担当は堀田推進委員です。

堀 田 推 進 委 員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 9 ページをご覧ください。

申請番号 R8-50 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-51 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場で、始末書が添付されております。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-52 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 報告案件は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

伊藤委員 R8-41, 42, 43, 44 については、全て同じ譲受人が農地転用するということですが、該当所在地のほとんどが「田」になっております。取水・排水について影響はないということによろしいですか。

事務局 休耕田が対象となっており、取水・排水についての影響はないと思われます。

石塚委員 R8-41 と 42 は繋がっている田ですが、草地のような休耕田となっていました。過去に農地パトロールで指摘を受けていた農地になります。

伊藤委員 雨水排水については開発行為の許可が必要かと思imasので、担当部署にて審査があると思われますが、前段階として問題なければ良いと思います。

会長 開発行為の許可等の判断については、担当部署にお任せして、農業委員会としては問題なしということによろしいでしょうか。

伊藤委員 わかりました。

会長 その他、以上のことについて、質問はありますか。

事務局 議案書と一緒に送付させていただいておりました、生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。生産緑地所有者の死亡又は故障により農業

に従事することができなくなくなり、清須市都市計画課へ生産緑地の買取申出がありましたが、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼が1件ありました。

あっせん依頼の内容について説明させていただきます。

申出地は3筆あります。

申出地、地目、面積は記載のとおりとなります。

買い取り希望金額は、1㎡あたり150,000円となっております。

この土地に関して、各委員のご地元にて、買い取りの希望者がいると思われる場合は今月末までに事務局へ申し出てください。買い取り希望者がいない場合、斡旋不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きへ入る流れとなります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは「農地法第5条の規定による許可された旨の証明願」提出の報告について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 机上配布させていただきました農地法第5条の規定による許可された旨の証明願をご覧ください。こちらは、最後に回収しますので、持ち帰らず、机に置いたままにしてください。

では、農地法第5条の規定による許可された旨の証明願が1件提出されましたので、報告させていただきます。

願出者、願出地、地目、面積は記載のとおりです。平成19年8月20日に許可され、現況は駐車場となっています。

農業委員会での報告後は、尾張農林水産事務所へ進達し、県にて許可された旨の証明をしていただきます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは農地パトロールについて事務局からお願いします。

事 務 局 では机上配布しました農地パトロールについての資料をご覧ください。日程、集合時間、集合場所については皆様からご都合の方を伺い、資料に記載の通りとさせていただきました。ご都合が悪くなった場合は速やかに事務局までご連絡をお願いいたします。一部の委員については集合時間の少し前にご自宅まで伺いますのでご準備をお願いします。

当日の進め方については例年通りとなります。昨年該当があった農地に

加え、昨年の農地パトロール以降に草生えについての連絡があった農地を対象箇所としております。それ以外にも気になる農地がありましたら、当日事務局にお申し出ください。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 8 年 9 月 25 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所本館 3 階 306・307 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 8 年度第 5 回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 4 5 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____